

公益社団法人日本口腔外科学会 委員会等出席旅費規程

(趣 旨)

第1条 公益社団法人日本口腔外科学会（以下「本学会」という。）の委員会出席及び本学会の用務のため旅行する場合に支給する旅費については、この規程の定めるところによる。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、宿泊料、旅行雑費とし、その額は、別表に定める額とする。

(旅費支給対象者)

第3条 前条に定める旅費の支給対象者は、本学会の役員及び委員会委員並びに理事長が特に必要として第1条の用務を依頼した者とする。

第4条 事務局職員が第1条の用務のため旅行する場合、第2条に定める旅費を支給する。

2 前項以外の職員については、その者の職務、経歴等により国家公務員等の旅費に関する法律（以下「公務員旅費法」という。）に準じ事務局長の定める旅費を支給する。

3 前2項の規定に関わらず、東京都区内在勤者の同区域内の移動については、第9条で定める旅行雑費のみを支給する。

(鉄道賃)

第5条 鉄道を利用する場合、急行、寝台、座席指定を利用する場合は、所定の運賃のほか、これに必要な料金を支給することができる。

(航空賃)

第6条 航空機を利用できる地域(東京を基準地として)は、北海道、九州、四国及び鉄道旅行で5時間以上の地域とする。

第7条 前条に掲げる地域のほか、航空機を利用することにより旅行日程を短縮し、旅費の節減が図れる場合には、航空機を利用できるものとする。

(宿泊料)

第8条 宿泊料は旅行中の宿泊日数に応じて別表の定額を支給する。

(旅行雑費)

第9条 旅行雑費は旅行日数に応じ、別表の定額を支給する。

(旅費の調整)

第10条 理事長は、予算の都合等特別の事由がある場合は、この規程に定める旅費を減額して支給することができる。

(国家公務員等の旅費法の準用)

第11条 この規程に定める旅費の支給に関し、この規程に定めのない事項については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例によるものとする。

付 則

1 この規程は、平成12年9月25日から施行し、平成12年10月1日から適用する。

2 この規程は、2012年9月3日から適用する。

附 則

この規則の改正は、2022年4月18日から施行する。

別 表

宿泊料	第3条に該当する者	14,800円
	第4条(1)の事務局長、事務局次長	13,100円
	第4条(1)の職員	11,500円
旅行雑費	第3条に該当する者	3,000円
	第9条 東京都区内在勤者	3,000円
	第4条(1)の事務局長、事務局次長	3,000円
	第4条(1)の職員	2,200円

以上